

チャレンジショップ出店者募集要項

人・情報・モノが集まる場所 tette からあなたの夢を始めませんか

1. 趣旨

須賀川市中心市街地の魅力向上に向け、将来的に中心市街地で魅力的な事業を始めようとする方を支援することを目的に、須賀川市民交流センター「tette」内に「チャレンジショップ」を設け、本格的な事業開始に向けたサポートを実施します。

集客力のある施設で事業を試せること、初期投資を抑えられることに加え、毎月専門家による指導も実施しますので、実際に店舗を構えるために必要なノウハウの取得や事業のレベルアップも図ることができます。

2. 募集内容

(1) 所在地

須賀川市民交流センター（須賀川市中町 4 番地 1）1 階中央部

(2) 区画数

募集する区画は以下の 1 区画です（配置については下記図面を参考ください）。

- 物販等スペース 1 区画

(3) 面積・設備・募集業種・使用料

	物販等スペース
面積等	約 9 m ²
設備	机 (550mm×550mm) : 1 台 いす : 1 脚 コンセント : 1 口 (15A)
募集業種	上記設備により営業が可能な業種 ※小売店に限らず申し込みます。 ※ショップ全体を布等で覆うことはできません。
使用料	10,000 円/月 ※光熱費を含みます。
その他	閉店時は商品等をブース内に収納の上、施錠していただきます。

3. 応募要件

(1) 対象者

チャレンジ期間終了後に須賀川市中心市街地での開業を目指す個人及びグループ・法人。
但し、チェーン店及びフランチャイズ加盟店その他これらに類するものを除きます。

- ①居住地：市外在住者も応募可能です。
- ②年齢：20 歳以上の方
- ③将来の意向：チャレンジ期間終了後に、須賀川市中心市街地での開業を目指すことが必要です。
- ④経験：市外において既に店舗を構えている方が、当市において 2 店舗目以降を構える場合の前段階として出店することや、現在チャレンジショップに出店している方が再応募することも可能です。
但し審査結果が同等の場合は、新規創業者を優先させていただきますのでご了承ください。
- ⑤制限：※以下に該当する方は応募できません。
 - 成年被後見人または被保佐人に該当する方
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に定める暴力団及び第 3 項に定め

- る指定暴力団もしくはその構成員および準構成員の方
- 外国人の方で永住権・就労ビザをお持ちでない方
 - 市町村税等の滞納がある方
 - その他市が要件を満たさないと判断した方

(2) 出店期間

令和6年2月1日から令和7年1月31日まで

(3) 営業日

週4日以上営業していただきます。なお、毎月第3火曜日（祝日の場合その翌日以降の最初の休日でない日）と12月29日から翌年1月3日までは全館休館となります。

(4) 営業時間

午前9時から午後9時の間で6時間以上営業していただきます。

(5) 施設の制限

市で設置する設備以外の持込については市の確認が必要です。

(6) 注意事項

- ① 許認可が必要な業種・事項は出店までにご自身で取得していただきます。
- ② 出店後は、経営指導を目的に、売上げ等の経営状況について毎月報告していただきます。
- ③ 法令・公序良俗に反する事業、政治性又は宗教性のある事業の出店はできません。
- ④ 危険物の販売はできません。
- ⑤ 施設全体のデザインコントロールの視点から、看板の設置や掲示にあたって制限が発生する場合がありますのでご了承ください。
- ⑥ 災害等により休館や館内の飲食制限等を行う場合があります。
- ⑦ ご自身の駐車場は、別途確保していただきます。
- ⑧ その他、市の指示に従わない場合は退店していただく場合があります。

4. 応募書類

- ① 申込書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 収支予算書（様式3）
- ④ 居住市町村の納税証明書

5. 応募スケジュール

募集告知	令和5年11月から
受付期間	令和5年11月17日から令和5年12月13日まで
書類選考	令和5年12月中旬
面接選考	令和6年1月中旬
決定見込	令和6年1月中旬
開業準備	令和6年2月1日から
開業日	準備が整い次第開業

6. 応募方法

応募にあたっては、応募書類様式1～3に必要事項を記載の上、須賀川市経済環境部商工課に持参または郵送にてご提出ください。応募書類については、商工課に直接お越しいただくか、市ホームページからダウンロードしてください。ご提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご了承ください。

なお、申請にあたってのご相談もお受けいたします。商工課までお問い合わせください。

7. 選考方法

チャレンジショップ審査会において、書類・面接選考により決定します。合否については応募された全ての方にお送りするとともに、面接選考の日程については別途連絡いたします。

審査は、出店にあたっての意欲や事業計画の内容のほか、市民交流センターと業種業態との整合性、チャレンジショップ終了後の目標設定など総合的に判断します。

なお、審査結果について説明を求めると及び審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

8. お問い合わせ・お申し込み先

須賀川市経済環境部商工課（担当：永沼・皆川）

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町 135 番地 須賀川市庁舎 2 階

TEL：0248-88-9141／FAX：0248-72-9845

Email: shoukou@city.sukagawa.fukushima.jp

URL: <https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

募集区画面

